

葬祭組合告示第 12 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条及び第7条の規定に基づき、下記の事項について、別紙のとおり公表する。

記

- 1 令和5年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合人事行政の運営等の状況

令和6年12月2日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

令和5年度

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合人事行政の運営等の状況

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の定数、給与、勤務条件等の概要をお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員の数状況

(1) 採用数及び退職者数

令和5年度に採用及び退職した職員の数、次のとおりです。

年度	採用		退職					
	新規採用	新規派遣	定年退職	勸奨退職	普通退職	派遣満了	免職	その他
令和5年度	1人	2人	0人	0人	0人	2人	0人	0人

(2) 職員数

各年度4月1日現在の職員数は次のとおりです。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般職員	12	12	10	9	9
再任用職員	0	0	2	3	3
会計年度任用職員職員	3	3	3	3	3

(3) 級別職員数

令和5年4月1日現在の級別職員数は次のとおりです。なお、構成比は小数点第3位を四捨五入しているため、各級の構成比の数値の合計と全体の構成比の数値が一致しないことがあります。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全体
職員数	0人	3人	4人	2人	1人	2人	0人	12人
構成比	0.00%	25.00%	33.33%	16.67%	8.33%	16.67%	0.00%	100.00%

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価の状況は、次のとおりです。

評定期間	評定期	対象者	評価項目
4月～翌年3月	1月	全ての一般職職員及び会計年度任用職員	業績評価、能力評価

3 職員の給与の状況

(1) 特別職の報酬等

特別職の報酬等は、「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例」及び「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により定められており、令和5年度の報酬額は次のとおりです。

管理者	副管理者	議長	副議長	議員
66,000円	60,000円	60,000円	54,000円	42,000円

(2) 職員の平均給与月額等

職員の平均給与月額等は次のとおりです。職員の「平均給料月額」とは、各年度の4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当等の諸手当の額を合計したものであり、国の「地方公務員給与実態調査」において公表されているものです。なお、期末勤勉手当及び退職手当は諸手当には含まれていません。

年度	平均給与月額	平均給料月額	諸手当	平均年齢
令和5年度	403,145円	333,325円	69,820円	52.0歳

(3) 各種手当の状況

令和5年度の各種手当の状況は次のとおりです。

区分	内容			
扶養手当	配偶者 6,500円、子 10,000円、その他の扶養親族 6,500円 16～22歳までの子 1人につき5,000円加算			
地域手当	給料月額、扶養手当、管理職手当の合計額の9.2%			
住居手当	借家 家賃16,000円を超える場合、家賃額に応じて28,000円を限度に支給 持家 組合区域内に居住し、かつ世帯主である場合、3,000円を支給			
通勤手当	自宅から通勤先までの距離が2km以上の場合のみ支給 電車、バス等 定期代を全額支給 自家用車等 距離に応じて支給 (普通自動車等 2,000円～、原動機付自転車等 2,000円～)			
管理職手当	職名、職務の級に応じて支給 49,900円～88,500円			
時間外勤務手当	勤務日 時間単価×1.25 (午後10時～午前5時は1.50) 週休日 時間単価×1.35 (午後10時～午前5時は1.60) ともに1カ月60時間を超える場合には最大1.75			
休日勤務手当	年末年始や国民の祝日 時間単価×1.35 (午後10時～午前5時は1.60)			
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給額に応じて2,000円～12,000円 ※週休日及び平日深夜に災害等の理由で出勤した場合に支給			
期末勤勉手当		期末手当	勤勉手当	合計
	6月期	1.200月分	1.000月分	2.200月分
	12月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分
	合計	2.450月分	2.050月分	4.500月分
退職手当		自己都合	勸奨・定年	千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例により、支給率が決められています
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

令和5年度の勤務時間は、次のとおりです。

1日の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩	週休日
7時間45分	午前8時30分	午後5時00分	45分（交代制）	4週8休の割振制

(2) 休暇制度

令和5年度の制度状況は、次のとおりです。

休暇の種類	内容
年次有給休暇（有給）	年間20日付与、上限日数40日
特別休暇（有給）	夏季休暇（6月～10月、付与日数6日）、産前産後、忌引等
療養休暇（有給）	負傷、疾病のために療養する必要がある場合
介護休暇（無給）	配偶者、父母、子などを長期介護する場合

(3) 休暇取得状況

令和5年度の休暇取得状況は次のとおりです。

区分	平均取得日数	平均取得率
年次有給休暇	16.4日	42.6%
夏季休暇	6.0日	100.0%

5 職員の休業の状況

令和5年度の休業取得者数の状況は次のとおりです。

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、職員の一定事由（病気、成績不良等）により職責を十分果たせない場合に行う処分です。令和5年度の分限処分者数は次のとおりです。

降任	免職	休職	降給
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反（法令や公務上の違反等）に対して制裁を科す処分です。令和5年度の懲戒処分者数は次のとおりです。

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

サービスとは、職員が勤務するにあたっての規律をいいます。サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない」と規定されています。令和5年度の状況は次のとおりです。

区分	地方公務員法の根拠条文	違反による処分件数
法令及び上司の命令に従う義務	第32条	0件
信用失墜行為の禁止	第33条	0件
秘密を守る義務	第34条	0件
職務に専念する義務	第35条	0件
政治的行為の制限	第36条	0件
争議行為等の禁止	第37条	0件
営利企業等の従事制限	第38条	0件

8 職員の退職管理の状況

令和5年度に退職した課長級以上の職員のうち、営利企業等へ再就職したものはいません。

9 職員の研修の状況

研修機関等による研修としては、主に千葉県自治研修センター、印旛郡市広域市町村圏事務組合を利用しています。令和5年度の職員の研修の状況は次のとおりです。

講座数	延べ参加人数	経費
3	5人	13,500円

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の疾病予防及び健康増進を図るため、健康診断及び各種の厚生事業を実施しています。

令和5年度の実施状況は次のとおりです。

区分	内容
千葉縣市町村共済組合による福利厚生事業	16,154,712円（共済組合に対する負担金） 短期給付（健康保険）、長期給付（年金関係）等
千葉縣市町村職員互助会による福利厚生事業	18,036円（互助会に対する負担金） 出産費助成、弔慰金の給付、各種保険事業等
職員の健康管理に関する事業	131,364円 定期健康診断（職員12名、会計年度任用職員1名）、 インフルエンザ予防接種
被服の貸与	該当はありません
公務災害の発生状況	該当はありません

11 千葉縣市町村公平委員会の業務の状況

千葉縣市町村公平委員会は、法令により義務付けられ、県内で共同設置した機関です。業務としては、職員からの申し立て等により勧告等を行い、その件数状況を公表しています。令和5年度の業務の状況は次のとおりです。

区分	内容
勤務条件に関する措置の要求	該当はありません
不利益処分に関する不服申し立て	該当はありません